

指名停止措置の概要

1 指名停止の措置を受けた者及び住所

阿部建設株式会社
宮城県仙台市青葉区中江二丁目23番20号

2 指名停止の期間及び措置対象区域

令和 7 年 9 月 19 日 ～ 令和 7 年 10 月 18 日 （ 1 ヶ月）

東北区域（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県）

3 指名停止理由

阿部建設株式会社の元常務取締役が、令和2年7月に水産加工会社の元代表を含むほか2名と共謀し、不正な手段により補助金の交付を受けていたことに関して、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)に違反したとして、令和7年3月25日付けで仙台地方検察庁から起訴された。
このことが、「農林水産本省営繕工事請負契約指名停止等措置要領」(昭和59年5月1日付け59経第779号農林水産大臣官房経理課長通知)別表第2第15号(不正又は不誠実な行為)に該当するため。

4 農林水産本省営繕工事請負契約指名停止等措置要領の該当要件

別表第2第15号(不正又は不誠実な行為)

(農林水産本省営繕工事請負契約指名停止等措置要領)
別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措 置 要 件	期間及び措置対象区域
(不正又は不誠実な行為) 15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不当であると認められるとき。	当該認定をした日から 当該区域を対象として 1ヵ月以上9ヵ月以内